

## 座間市幼児教育・保育無償化の御案内



このパンフレットは、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）（以下、「幼稚園等」）の幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」）に関する手続きや必要な書類などについて記載しています。

無償化の対象となるためには、事前に申請書の提出が必要です。よく読んで手続きしてください。

## 1 はじめに

無償化の対象になるためには、利用開始前に居住する市町村に対して手続きが必要です。申請書類は幼稚園等から受け取り、幼稚園等を通じて提出してください。提出された書類に基づき認定を行い、支給認定証を交付します。

## 2 教育時間の保育料(利用料)について

無償化の認定を受けた方が、幼稚園等の教育時間の無償化の対象になります。

※保育料とは別に、実費として徴収される通園バス代や行事費等は、無償化の対象とならずに保護者負担になります。

### ① 無償化の金額

	施設型給付を受ける園	施設型給付を受けない園
1月当たりの無償化の金額	保育料は無料	25,700円(上限額)

### ② 無償化給付の手続き

無償化の金額は、座間市から幼稚園等に給付しますので、保護者から座間市に対する無償化給付の請求手続きはありません。

## 3 預かり保育の利用料について

共働きの世帯の子どもなど、保育の必要性の認定を受けた方が、預かり保育を利用した場合に無償化の対象になります。

※満3歳児は、市民税非課税世帯(生活保護世帯、里親を含む。以下「非課税世帯等」)で保育の必要性のある方が対象です。

### ① 保育の必要性の種類

	保護者の状況	認定される期間
1	自宅内外で月64時間以上働いているとき	退職等まで または 就学まで
2	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週から産後8週を含む月
3	病気、負傷、障がい等のため保育が困難なとき	医師の診断書等で判断できる期間
4	親族の介護や看護をしているとき	医師の診断書等で判断できる期間
5	震災、火災などの復旧にあたっているとき	復旧状況により必要と判断できる期間
6	仕事を探しているとき	原則3か月間
7	大学や職業訓練校などに在学しているとき	卒業等までの期間

### ② 無償化の金額

	3歳~5歳	満3歳児 非課税世帯等
1月当たりの無償化の金額 ※ア~ウのうち最も低い額	ア:11,300円(上限額) イ:450円×預かり保育利用日数 ウ:1月当たりの預かり保育利用料	ア:16,300円(上限額) イ:450円×預かり保育利用日数 ウ:1月当たりの預かり保育利用料

### ③ 預かり保育と認可外施設等を併用する場合

預かり保育が一定基準未満(1日8時間未満又は年間200日未満)の幼稚園等を利用する場合は、預かり保育と認可外保育施設の利用分を合わせ、②の範囲で無償化の対象になります。

#### ④ 無償化給付の手続き

手続きの流れは施設によって異なります。「代理受領方式」と「償還払い方式」のどちらが対象となるかは、施設にお問い合わせください。なお、併用した認可外保育施設等の利用分が無償化の対象になる場合は、償還払い方式で請求手続きが必要です。

◆代理受領方式：無償化の金額は、座間市から幼稚園等に給付しますので、無償化給付の請求手続きはありません。上限額を超えた差額は幼稚園等にお支払いください。

◆償還払い方式：利用料の全額を幼稚園等施設に支払い、発行された領収書と提供証明書を添付し座間市に請求手続きを行ってください。詳細は該当者にご案内いたします。今年度は3か月ごと、年4回の手続きの期間を設けています。

### 4 副食費について

無償化の認定を受けた方が、①の要件のいずれかに該当する場合は、おかず・おやつ等の副食費が無償化の対象になります。米・パン・麺などの主食費は無償化の対象外です。

#### ① 無償化の要件

1	保護者の市民税所得割額の合算額が77,100円以下の世帯 市民税所得割額は、4～8月は前年度、9～3月は当年度で、調整控除以外の税額控除の適用前の額を用います。また、保護者の収入が一定の基準未満の場合は、同居する祖父母等の市民税所得割額を合算します。
2	小学校3年生までの兄・姉が2人以上いる世帯 小学校3年生修了前の兄・姉を第1子とし、順に数えて第3子以降が対象です。
3	生活保護世帯または里親等に委託されている世帯 幼稚園等を利用するお子さんが生活保護世帯または里親等に委託されている世帯が対象です。(提出書類についてはP.4参照)

#### ② 無償化の金額

	施設型給付を受ける園	施設型給付を受けない園 ※ア、イのうちいずれか低い額
1月当たりの無償化の金額	副食費は実費負担が免除	ア:4,800円(上限額) イ:1月当たりの副食費

#### ③ 無償化給付の請求手続き

施設類型	手続きの内容
施設型給付を受ける園	無償化の金額は座間市から幼稚園等に給付しますので、保護者から座間市に対する無償化給付の請求手続きはありません。
施設型給付を受けない園 (詳細は該当者にご案内いたします。)	償還払い方式の場合：申請書に発行された領収書を添付し、座間市に申請手続きを行ってください。今年度は年2回(4月～8月分、9月～翌年3月分)の手続きの期間を設けています。 代理受領方式の場合：申請書を園に提出してください。手続きの期間は各施設に異なります。

## 5 無償化の手続きについて

無償化の対象になるためには、保護者が居住する市町村に以下の書類により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。幼稚園等の利用開始前に幼稚園等を通じて提出してください。書類に不足がある場合は認定ができないことがあります。

### ① すべての方が提出する書類

1	給付認定申請書
---	---------

### ② 世帯状況により①の書類に加えて提出する書類(下記の状況に該当しない場合は提出の必要はありません。)

	状況	提出書類
1	ひとり親家庭の場合 ※いずれかの書類を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当証書の写し</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証(マル親医療証)の写し</li> <li>・全部事項証明書(戸籍謄本)</li> <li>・裁判所より発行される離婚調停中の証明書</li> <li>・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明</li> </ul>
2	単身赴任中の方がいる場合	単身赴任をしている方の課税(非課税)証明書
3	生活保護世帯の場合	受給者証のコピー
4	里親等に委託されている世帯の場合	措置委託通知書のコピー等
5	令和5年中または令和6年中に国外に居住していた場合	該当年の国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類
6	保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合	保護者の保育の必要性を証明する書類 ※③の書類のいずれか

### ③ 保育の必要性を証明する書類

	要件		提出書類
1	就労	月64時間以上の就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書(自営業、農業、発注先不特定の内職の場合は、併せて営業許可証または開業届の写し等)</li> </ul>
2	妊娠・出産	産前6週から産後8週が属する月であり、出産の準備または休養を要する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の写し</li> <li>※表紙および出産予定日が記載されているページのもの</li> </ul>
3	傷病・障がい	負傷または病気、身体・精神に障害がある場合 ※いずれかの書類を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性とその期間の記載がある医師の診断書</li> <li>・障害者手帳の写し</li> </ul>
4	親族の介護	長期にわたり傷病・障がいのある親族の介護をする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書または障害者手帳の写し</li> <li>・介護の状況やスケジュールを記したもの(任意書式)</li> </ul>
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> </ul>
6	求職活動	要件を満たす就労をするための活動を行い、外出することが常態となっている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間限定誓約書</li> </ul>
7	就学	学校教育法に基づく学校、職業訓練校、その他専門学校などに在学している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証または在学証明書</li> <li>・時間割等スケジュールを記したもの</li> </ul>

## 6 支給認定区分の種類について

提出された書類に基づき以下の通り認定を行い、支給認定証を交付します。

認定区分	対象
1号／新1号認定	満3歳から5歳で、保育の必要性がない世帯
新2号認定	3歳から5歳で、保育の必要性がある世帯
新3号認定	満3歳で、保育の必要性がある非課税世帯等

## 7 申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

退園や転職などにより申請内容に変更が生じた場合には、速やかに以下の書類を提出してください。

### ① 変更が生じたすべての方が提出する書類

1	給付認定変更・取消申請書
---	--------------

### ② 状況により①の書類に加えて提出する書類

	状況	提出書類
1	退園	—
2	市外への転出	—
3	世帯構成の変化(離婚、結婚、祖父母との同居等)	ひとり親家庭となった場合は、戸籍謄本等のひとり親を証明する書類
4	保育を必要とする状況の変化	
	就労状況の変化(転職、勤務時間の変更等)	就労証明書
	離職後に求職活動を行う場合	期間限定誓約書
	入所後に保育の必要性が生じた場合	すべての保護者の保育の必要性を証明する書類
	保育の必要性が無くなった場合	—
5	その他、申請内容に変更が生じた場合	適宜お問い合わせください

## 8 FAQ

### Q1:一度無償化の認定を受ければ卒園まで有効ですか?

支給認定は原則在住する市区町村が行うものであり、「1号／新1号認定」は、卒園または市外に転出されるまで有効です。また、「新2号認定」は、保育の必要性の要件等に変更が生じた場合は認定が取消になる可能性があるため、1年に1回以上、現況確認を行っています。現況確認に必要な書類の提出をお願いしますので、必ずご提出ください。また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

### Q2:無償化の対象は何歳からですか?

満3歳になる誕生日の前日から対象です。

### Q3:保育の必要性がある書類を提出し忘れていましたが、遡って認定できますか?

書類を受領した月より前に遡って新2号および新3号に認定することはできません。速やかにご提出ください。

# 記載例

## めの教育・保育給付等 認定申請書

收受印

(宛先) 座間市長

### 【申請にあたって同意いただく事項】

1. 市が給付認定及び副食費免除決定等に必要市区町村民税の情報（同一世帯者及び生計同一者を含む。）及び世帯構成情報等について閲覧すること。
2. 決定した認定及び免除について、利用施設に提示すること。
3. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報等必要と認められる場合に、施設・事業者に提供すること。
4. 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があること。
5. 認定事務が集中し、審査に時間を要する場合、認定までに30日を超えることがあること。
6. 虚偽の記載等がある場合、支給認定を取り消す場合があること。
7. 親権者双方（複数の場合）合意の上、提出すること。

以上のことに同意し、子どものための教育・保育給付(子育てのための施設等利用給付)に係る認定を申請します。

		申請日		● 年 ●● 月 ●● 日			
申請子ども	フリガナ	ザマ ヒマワリ		施設名	ざまりん幼稚園		
	氏名	座間 向日葵				性別	クラス
	生年月日	●● 年 ●● 月 ●● 日				<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 満3歳 <input checked="" type="checkbox"/> 3歳
申請保護者	フリガナ	ザマ タロウ		申請子どもとの続柄	日中の連絡先(電話番号) 複数記入可		
	氏名	座間 太郎				父	090-※※※※-※※※※
	氏名	座間 太郎				母	080-※※※※-※※※※
現住所	〒 252 - 8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 ザマリンレジデンス 101						
令和6年1月1日現在の住所	母親	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ		父親	東京都千代田区※※ ※-※※-※		
令和7年1月1日現在の住所	母親	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ		父親	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		

日中繋がりがやすい連絡先を記入してください

住民票上の世帯分離者や単身赴任等による別居者を含む、申請子どもの保護者、同居者を記入してください。

※個人番号は、令和6年1月1日（もしくは令和7年1月1日）時点で座間市に住民票がない方のみ記入してください。

(生計申請子どもの番号に○保護者及び同居者を付けてください)	フリガナ	氏名	続柄	生年月日	就労先または単身赴任先/ 在学・在園名および 令和7年4月1日時点の学年
	1	ザマ タロウ 座間 太郎	父	個人番号 123456789000 ●● 年 ● 月 ● 日	(株)ざまりん商事
	2	ザマ リン 座間 凛	母	個人番号 ● ●● 年 ● 月 ● 日	ざまりん銀行
	3	ザマ タイヨウ 座間 太陽	兄	個人番号 ●● ●● 年 ● 月 ● 日	ざまりん小学校 2年
	4	ザマ ヨシコ 座間 良子	祖母	個人番号 ●● ●● 年 ● 月 ● 日	無職
	5			個人番号 年 月 日	
	6			個人番号 年 月 日	
	7			個人番号 年 月 日	
ひとり親	要件に当てはまる方は裏面も忘れずに記入してください。			別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚協議中	生活保護の 受給 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中

令和7年4月1日の状況を記入してください

※ひとり親...パンフレット4ページを参照

保育を必要とする要件があり、預かり保育 または  
認可外保育施設等を利用する（予定含む）世帯は、裏面も記入してください

【 自由記入欄 】



座間市役所 保育・幼稚園課 認定給付係

住所：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-7202

受付：祝日を除く月曜日から金曜日 8:30～17:15

第2・第4土曜日 8:30～12:00



令和6年9月作成